

総務文教常任委員会

3月定例会で付託された議案6件を審査しました。

★朝倉市スクールバスの住民利用に関する条例の制定について

高木地域のスクールバス混乗化の実証実験を行った結果、本格運行が可能と判断されたため住民がスクールバスを利用できるようにするための条例制定です。地域住民の交通手段を確保することは重要であることとを確認し可決しました。

★朝倉市教育支援センター設置条例の制定について

広域市町村圏事務組合で設置していた甘木・朝倉総合教育センターの廃止に伴い、朝倉市教育委員会の管理のもとに新しくこのセンターを設置し事業を行うための条例制定です。

将来の朝倉市を担う人材の育成に寄与することや、子どもたちが置かれている

実態を把握し、問題解決にあたるセンターであることを要望し可決しました。

★朝倉市体育施設条例の制定について

体育施設の管理について、指定管理者制度の導入を図るためのものです。指定管理をしても利用者である市民の利便性が損なわれないよう要望し可決しました。このほか、3議案を原案のとおり可決しました。



教育支援センターが入る「二市町村会館」

環境民生常任委員会

3月定例会で付託された議案15件を審査しました。

★平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計予算について

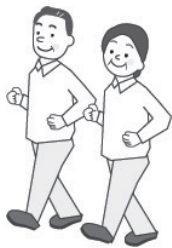
本予算は、事業勘定の総額を73億1千490万7千円、直営診療施設勘定の総額を2億8千256万6千円で編成するものです。1人あたりの医療費は伸びており、特定健康診査・特定保健指導や、ジェネリック医薬品の利用推進等で医療費を抑制するとともに、税の収納率の向上に努めるとのことです。朝倉診療所は、「トイレの改修も済み、「もの忘れ外来」も定着しつつあり、新患者も微増傾向にある」とのことです。市民の健康増進と更なる医療費の抑制に努力されるよう要望し可決しました。

★朝倉市乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、これまでの乳幼児医療費の支給に加え、小学生の入院に係る医療費に対し、自己負担を1日につき500円、1月につき3千500円を限度とし、残りの医療費を支給するものです。名称も「乳幼児医療費」から「子ども医療費」と変更されます。子どもの医療費への助成は重要であることを再確認し可決しました。

このほか、13議案を原案のとおり可決し、請願書1件を採択しました。

このほか、13議案を原案のとおり可決し、請願書1件を採択しました。



健康長寿をめざして

建設経済常任委員会

3月定例会で付託された議案16件を審査しました。

★平成23年度朝倉市下水道事業特別会計予算について

予算総額は20億5千402万円で、主なものは、流域下水道に接続する公共下水道事業費9億6千761万円で、23年度は52haの整備計画です。秋月地区特環事業費は1億1千456万円で23年度は、4haの事業計画で完了予定です。大添3号雨水幹線等の整備事業費7千968万円で138mの整備計画で完了予定です。財政状況を踏まえた上での事業推進と、接続率と徴収率向上に努めることを要望し可決しました。

★工事請負契約の締結について

ト造り2階建て、延べ床面積1千827・29㎡を建設するため、指名競争入札により、2億8千755万4千500円で工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求められたものです。円滑な事業推進を要望し可決しました。

このほか、14議案を原案のとおり可決し、請願書1件と陳情書1件を採択しました。

このほか、14議案を原案のとおり可決し、請願書1件と陳情書1件を採択しました。



(仮称) 甘木地域センター完成予定図